

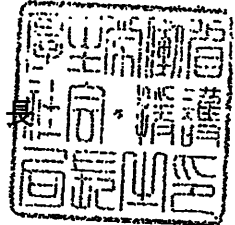


社援発第1005010号

平成17年10月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助
の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成16年12月6日雇児発第1206009号、社援発社第1206020号、老発第1206001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」は廃止する。

1 対象事業

長時間継続する災害により、入所者等の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、入所者等の処遇に直接かかわるものについては、施設種別ごとに定められている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。

なお、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）に協議するものとする。

2 補助基準額

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り

(2) 工事請負業者の見積り

なお、これにより難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣が必要と認められた額とする。

3 なお、応急仮設施設は、交付要綱の2の表に定める各施設が、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、入所者等の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。